

WELL

シャープ健康保険組合

Vol.51
2018.3



illustration/さか ちさと

Contents

2018年度予算のお知らせ ……………2	2018年度保険料のお知らせ 他 ……………6
健康診査及び人間ドック等健診費用補助制度の変更点等 ……4	2018年度の法改正のお知らせ ……………7
特定健診がリニューアルします! ……………5	扶養家族が就職・収入超過した場合の手続き ……………8

健康保険組合への各種届出用紙がホームページからダウンロードできます。郵送料の削減にご協力ください。

<http://kenpo.sharp.co.jp/>

2018年度

予算・事業計画

2018年度収支予算が、去る2月の組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。



2018年度 予算のポイント

●全国健康保険組合を取り巻く状況

2018年度は、2年に1回の診療報酬と3年に1回の介護報酬の同時改定が行われました。今改定では、診療報酬の改定は、医師の技術料などの「本体部分」は0.55%の引き上げ、薬剤や医療材料などの「薬価等部分」は1.74%の引き下げとなり、全体の改定率は1.19%の引き下げとなりました。一方、介護報酬の改定は0.54%の引き上げとなりました。薬価等部分との差し引きでマイナス改定となったものの、本体、介護報酬ともにプラス改定となったことを受けて、健保連からは直ちにプラス改定を遺憾とするコメントが発せられました。

また、2018年度は、国民健康保険の都道府県化や新たな医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業支援計画、第3期特定健診・保健指導、第2期データヘルス計画の始動など、医療・介護全般にわたる大きな節目となります。

健康保険料率(9.9%)は 9.2%(全国健保平均程度)に 引き下げ 介護保険料率(1.45%)は 据え置き

◆一般勘定基礎数値

健康保険料率	9.2% (引き下げ)
被保険者	3.677%
会社	5.523%

◆平均加入者数

従業員	被保険者	21,544人	(前年比 ▲226人)
	被扶養者	26,715人	(前年比 ▲2,021人)
特退 (OB)	被保険者	1,916人	(前年比 ▲367人)
	被扶養者	1,782人	(前年比 ▲410人)

◆平均標準報酬月額

従業員	450,736円	(前年比 +803円)
特退(OB)	318,190円	(前年比+20,065円)

※特例退職被保険者(特退)の標準報酬月額は全員一律です(3月まで300,000円、4月以降320,000円)。

超高齢社会に突入しているわが国では、高齢化の進展や医療技術の向上などにより、高齢者医療費は年々増加の一途をたどり、健康保険組合など医療保険者に課せられる高齢者医療制度への納付金も年々増加しています。現在、保険料収入に占める納付金の割合は平均44.5%に達し、50%以上の組合も331組合に上ります。本来、加入者のために使われるべき保険料の半分が、高齢者の医療費に使われていることとなります。

健保連では、来年10月に予定されている消費税率10%への引き上げも視野に、今後も現役世代の負担軽減のため、高齢者医療費の負担構造改革など、健康保険組合の主張実現に向けて全力で取り組む計画としています。

●シャープ健康保険組合の予算概要

当組合の2018年度予算は、一定以上の積立金が確保できたこと、また、会社経営状況の改善により安

健康保険

予算総額
159億300万円

【全体】

◆一般勘定収支(特退含む)

収入	
科目	予算額(百万円)
保険料収入	14,477
事業収入・他	426
繰入金	1,000
合計	15,903

支出	
科目	予算額(百万円)
保険給付費	7,603
納付金	5,660
保健事業費・他	1,202
予備費	1,438
合計	15,903
単年度収支差引額	+438

※内、特退(OB)収支

収入	
科目	予算額(百万円)
保険料収入	668
事業収入・他	54
繰入金	-
合計	722

支出	
科目	予算額(百万円)
保険給付費	1,463
納付金	-
保健事業費・他	71
予備費	-
合計	1,534
単年度収支差引額	▲812

定した保険料収入が見込めること等により、健康保険料率を全国健保平均程度の9.2%に引き下げます。積立金確保による安定した財政運営のもと、第2期データヘルス計画初年度として、第1期実施による健康課題を踏まえ、とくに家族および健康管理室のない販社従業員に対する疾病予防、健康増進事業を強化、推進を図る予算編成としました。

介護保険については、健康保険組合は保険料を徴収し国へ納付することで介護保険制度に協力しています。各組合の40～64歳の該当者数を基に介護納付金は算定されます。

今年度の当組合の介護保険料率は1.45%に据え置きとなりました。



今後も被保険者、被扶養者のための健康づくりや疾病予防事業などの推進という保険者機能を発揮して、医療費の抑制に努めてまいります。

介護保険

予算総額
19億2,300万円

◆介護勘定基礎数値

介護保険料率	1.45% (据え置き)
被保険者	0.725%
会社	0.725%

◆介護勘定収支

収入	
科目	予算額(百万円)
介護保険収入	1,823
繰入金	100
合計	1,923

支出	
科目	予算額(百万円)
介護納付金	1,734
介護保険料還付金	1
予備費	188
合計	1,923

みなさまにおかれましては、健康管理への関心を高められ、当組合が実施する「健診事業」や「ジェネリック医薬品の使用促進」などに積極的に参加されるとともに、安易な受診やはしご受診、時間外受診などは避けるなど、医療費の削減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。



主な保健事業

従業員向け

- 個別保健指導の強化(販社従業員への指導対象者拡大含む)
- 健康情報の発信(販社従業員への健康教育会、啓蒙情報発信取り組みの強化等)
- 糖尿病高リスク者等への重症化予防対策の推進
- がん検診等の機会提供(早期発見)
- 会社と連携したメンタルヘルス対策の実施
- 健康経営の推進(肥満防止、運動習慣づくり、禁煙推進等)



新規事業

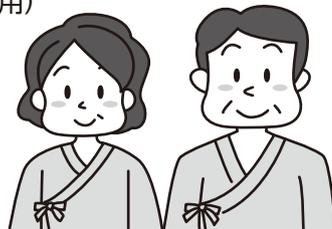
- 5歳刻み歯科健診の実施(外部業者活用)
- 歯科セミナーの実施

従業員ご家族および特例退職・任意継続被保険者本人とそのご家族向け

- 人間ドック等の健診の費用補助(2017年8月案内、2017年4月1日受診分から適用)

新規事業

- 特定健診(40歳以上)を「健診予約代行機関」株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアに委託実施
- 特定健診受診後の特定保健指導の実施(外部業者活用)



2018年度の保健事業は、「健康経営(コラボヘルス)」の考えのもと、引き続き、従業員に対する健康教育・疾病予防活動(個別保健指導強化等)を継続実施するとともに、「第2期データヘルス計画」初年度として(健康課題でもある)、ご家族、健康管理室のない販社従業員に対する疾病予防、健康増進事業を強化、推進します。

ご家族&任意継続・特例退職被保険者向け

健康診査及び人間ドック等 健診費用補助制度一部変更について

2018年度から、特定健診・特定保健指導業務を外部委託(株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア)することに伴い、WEB等での申し込みが可能となります。また、健保費用補助の適用されたコース設定により補助金申請が不要となり、窓口での負担額が軽減するなど、利便性が向上します。

その一方で、従来の「健康診査及び人間ドック等健診費用補助制度」を利用して補助申請される場合、次ページでご案内の健診の受診確認が必要となるため、年度末に受付、次年度6月の支給に変更させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

※なお、2017年度(2017年4月1日～2018年3月31日)受診分は従来どおり受付します。

2018年4月1日から、補助金の申請時期・支給時期が変更になります。ご注意ください!



	従 来	変更後
申請受付時期	随時	受診年度末(3月～4月)の2カ月間
補助金支給時期	毎月15日までに到着分翌月	受診年度翌年6月

特定健診がリニューアルします!

シャープ健康保険組合では、ご加入者の健康づくり推進施策の1つとして、40歳以上の方を対象に特定健診を実施しています。会社の定期健康診断で受診している従業員本人の受診率と比較すると、ご家族の特定健診の受診率は極めて低い状況が続いており、病気の早期発見・早期予防(ご家族の医療費抑制)のために、まずは受診率を高める必要があります。

(受診率 ⇒ 従業員本人:99% 家族:31%)

より多くの方々に特定健診を受診いただけるよう、健診項目等の充実を含め準備を進めています。2018年度から健保費用補助が適用される特定健診コースや、同時にがん検診等のオプション健診も受診が可能なコースもご用意しています。詳しくは、4月にお送りする「2018年度 健診ガイドブック」をご確認ください。



特定健診対象者

- (1) 40歳以上のご家族(被扶養者)と任意継続被保険者
 - (2) 特例退職被保険者
- ※従業員の方は、会社での定期健康診断に特定健診項目が含まれています。

健診コース

- 特定健診……………生活習慣病について健康状態を把握したい方へ
- 生活習慣病健診……………お得にがん検診も同日に受診したい方へ
- 人間ドック……………納得・充実した施設でさらに詳しい検査を受診したい方へ

申込方法

電話での申し込みに加えて、FAX・郵送・WEBでの申し込みが可能になります。

その他

■「特定健診受診券」について

従来は対象者全員に発行していましたが、2018年度からは、申請された方だけの発行となります。

詳しくは、4月にお送りする「2018年度 健診ガイドブック」をご確認ください。

※お願い

確実にお手元に届けられますよう、転居等でご住所が変わられましたら、シャープ健康保険組合まで「届出事項変更届」にてお手続きをお願いいたします。

■「特定健診・特定保健指導業務」について

「株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア(健診予約代行機関)」に業務委託し、特定健診・特定保健指導を実施いたします。

※特定健診の結果により、特定保健指導の対象者となられた方へ、保健指導(無料)のご案内があります。



特定健診・特定保健指導とは▶▶▶

生活習慣病の予防対策として、「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」に基づき、2008年4月から開始された制度で、健康保険組合には、これら「特定健診・特定保健指導」の実施および結果を国に報告することが義務付けられています。(法定義務)

2018年度保険料のお知らせ

◆任意継続被保険者(標準報酬月額の上限が1等級上がります)

	2018年3月31日まで		2018年4月1日から	
標準報酬月額の上限	440千円(28等級)		470千円(29等級)	
保険料率	健康保険9.9%	介護保険1.45%	健康保険9.2%	介護保険1.45%
上限での保険料	43,560円	6,380円	43,240円	6,815円

※各自の保険料については、3月中旬に別途郵送いたします。4月から国民健康保険に切り替える場合の手続き方法もあわせてご案内しています。

◆特例退職被保険者(標準報酬月額が1等級上がります)

	2018年3月31日まで		2018年4月1日から	
標準報酬月額	300千円(22等級)		320千円(23等級)	
保険料率	健康保険9.9%	介護保険1.45%	健康保険9.2%	介護保険1.45%
保険料	29,700円	4,350円	29,440円	4,640円

※上記保険料に手数料を加算して引き落としされています。

【介護保険料】

介護保険料は、被保険者(本人)または被扶養者(家族)に40歳~64歳の方がいる場合に、当組合が国に代わって徴収を行います。

2018年度

健康保険組合の主なスケジュール

(従:従業員、任:任継、特:特退)

該当月	全体	従業員	退職者(任継・特退)
4月		健診のご案内送付 (40歳以上の家族)	健診のご案内送付(40歳以上)
6月	常備薬斡旋		特扶養家族調査送付 特負担軽減申請書送付(70歳以上)
7月	理事会・組合会	情報誌「WELL」HP掲載 扶養家族調査開始	情報誌「WELL」送付
8月		扶養家族調査期間	
10月	常備薬斡旋		
1月	常備薬斡旋		納付明細書、医療費のお知らせ送付(下旬)
2月	理事会・組合会		
3月		情報誌「WELL」HP掲載	情報誌「WELL」送付 任翌年度の保険料額通知送付

備考

従:医療費のお知らせは、電子給与明細上で毎月確認できます。電子給与明細を利用していない事業所の従業員の方には、1月に送付します。

任:加入後2年の期間満了を迎える方には、満了日前月にご案内します。

特:75歳到達による期間満了を迎える方には、満了日の前月にご案内します。

従・任・特共通

70歳を迎える方には「高齢受給者証」を交付します。

70歳の誕生日の翌月1日から適用となりますので、適用日までに送付します。

2018年度の

法改正のお知らせ

2018年8月から

70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が引き上げられます

1カ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、2018年8月から下記のとおりに引き上げられます。

なお、シャープ健康保険組合には「付加給付制度」がありますので、最終的な自己負担額は25,000円となります。

法改正後も、「1カ月(暦月)ごと」「受診者ごと」「医療機関ごと」「入院・通院ごと」「診療科(医科・歯科など)ごと」に、25,000円以上かかった健康保険適用の医療費は、通常、受診月の3カ月後に給与または指定口座に振り込まれます。

〈2018年7月診療分まで〉

〈2018年8月診療分から〉

区分		外来(個人ごと)	自己負担限度額(世帯ごと)	
			引き上げ	細分化
現役並み	標準報酬月額28万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <44,400円>	標準報酬月額83万円以上 252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>
			57,600円 <44,400円>	標準報酬月額53万~79万円 167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>
一般	標準報酬月額26万円以下	14,000円(年間上限) <14万4,000円>	57,600円 <44,400円>	標準報酬月額26万円以下 18,000円(年間上限) <14万4,000円>
			24,600円	II 住民税非課税
低所得	I 住民税非課税(所得が一定以下)	8,000円	15,000円	I 住民税非課税(所得が一定以下)
			15,000円	8,000円

〈 〉は直近12カ月間に同じ世帯で3カ月以上高額療養費に該当した場合の4カ月目以降の金額です。

70歳以上現役並み所得者の高額介護合算療養費の限度額が引き上げられます

高額介護合算療養費は、同じ世帯に介護保険の受給者がいる場合に、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給されます。70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられます。

〈2018年7月診療分まで〉

〈2018年8月診療分から〉

区分		自己負担限度額(70歳以上*1)
現役並み	標準報酬月額28万円以上	67万円
	標準報酬月額83万円以上	212万円
一般	標準報酬月額26万円以下	56万円
	標準報酬月額53万~79万円	141万円
低所得	II 住民税非課税	31万円
	I 住民税非課税(所得が一定以下)	19万円*2
低所得	II 住民税非課税	31万円
	I 住民税非課税(所得が一定以下)	19万円*2

※1 対象世帯に70~74歳と70歳未満が混在する場合、まず70~74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用します。

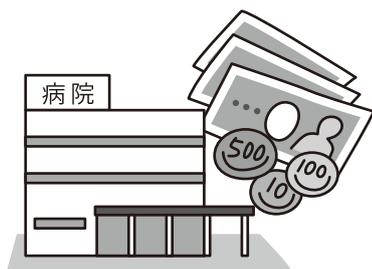
※2 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合、医療保険分は19万円、介護保険分は31万円の限度額を適用します。

扶養家族が就職・収入超過のとき…

扶養家族が就職したときの手続き

就職した日(試用期間含む)からシャープ健康保険証は使えません

(就職先の新しい保険証がまだ交付されていなくても、シャープ健康保険証は使えません)



まだ保険証をもらっていないけど医療機関にかかりたいときは…

いったん窓口で医療費の全額(10割)を支払い、その後、新しく加入した健康保険に領収書を提出して医療費の7割を請求します。

もし、就職してからシャープ健康保険証を使ってしまったときは…

まず、シャープ健康保険組合に医療費の7割を返金し、全額負担します。その後、ご本人が診療報酬明細書(写し)を取り寄せ、新しく加入した健康保険に請求します(振込手数料や郵送料も自己負担となります)。

就職先の保険証が交付されたら…

●様式番号71「健康保険被扶養者(削除)異動届」および「就職先の保険証のコピー」(採用通知で可用)・「対象ご家族のシャープ健康保険証原本」をご提出ください。

〈提出先〉従業員の方………………管轄の総務(管理)部
特例退職被保険者・任意継続被保険者の方…シャープ健康保険組合

扶養家族の収入が認定基準額を超えたときの手続き

被扶養者の削除手続きが必要です

●扶養家族(被扶養者)の年収が130万円(※)以上、または本人(被保険者)の年収の1/2を超えたとき、扶養からはずれます。

※60歳以上または障がいがある場合は年収180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)
様式番号71「健康保険被扶養者(削除)異動届」および「対象ご家族のシャープ健康保険証(原本)」、「添付書類(届出用紙に記載しています)」を従業員の方は管轄の総務(管理)部に、特例退職被保険者および任意継続被保険者の方は当組合へ提出してください。